北九州広域都市計画　高度利用地区（魚町三丁目２番地区）の変更（北九州市決定）

北九州広域都市計画 高度利用地区を次のように変更する。

種　　類		面　積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備　　考	
高度利用地区 黒崎駅東地区		約　２．４ha	６０／１０	３０／１０	８／１０ なお、商業地域内で防火地域にある耐火建築物については　10 /10	２００㎡		
高度利用地区 馬借地区第一		約　０．２ha	６０／１０	３０／１０	８／１０ なお、商業地域内で防火地域にある耐火建築物については　10 /10	２００㎡		
高度利用地区 大手町地区		約　４１．８ha	４０／１０	１５／１０	８／１０ ア．街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地については9 /10　イ．防火地域内にある耐火建築物については10 /10	２００㎡		
高度利用地区 小倉駅前東地区		約　１．８ha	７５／１０	３０／１０	７／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	
高度利用地区 西小倉駅前第一地区		約　０．５ha	７０／１０	３０／１０	７／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	
高度利用地区 紫川馬借地区		約　０．４ha	５０／１０	３０／１０	８／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	
高度利用地区 若松Ａ地区	A	約　２．１ha	４０／１０	１５／１０	８／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	約　２．１ha
	B		２０／１０		６／１０			約　１７０㎡
高度利用地区 黒崎駅西地区	A	約　１．９ha	６０／１０	３０／１０	８／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	約　１．４ha
	B		５０／１０					約　０．５ha

種　　類	面　積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備　　考	
高度利用地区 室町一丁目地区	約　３．６ha	６５／１０	２０／１０	７／１０ なお、商業地域内で防火地域にある耐火建築物については　9 /10	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	
高度利用地区 八幡駅前地区	約　２．８ha	４０／１０	１５／１０	８／１０	１５０㎡		
高度利用地区 魚町三丁目２番地区	約　０．２ha	８０／１０	３０／１０	８／１０ なお、商業地域内で防火地域にある耐火建築物については　10 /10	５００㎡		
合　　計	約 ５７．７ha						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

【理由】

別紙理由書のとおり。